

第 48 回滋賀県景観審議会の会議概要

掲載日:2005 年 9 月 15 日

自然環境保全課 景観・自然環境企画担当

日時:

平成 17 年 8 月 11 日(木曜日)
午前 10 時～11 時 30 分まで

場所:

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4A会議室

議題:

景観に関するマスタープランの策定について(諮問)

出席者:

10 名中 9 名出席

木村(敏)委員、木村(至)委員、小浦委員、澤委員、中野委員、福山委員、宮城委員、村方委員、山本委員

欠席者:

濱崎委員

議題 景観に関するマスタープランの策定について(諮問)

事務局: 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから「第 48 回滋賀県景観審議会」を開催させていただきます。開会に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長 角倉一郎がご挨拶申し上げます。

課長: (挨拶)

事務局: それでは、議事に入ります前に、当審議会の成立について確認させていただきます。本日の審議会の定足数ですが、委員 10 名中 9 名のご出席をいただいております。「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」施行規則第 18 条第 3 項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、新たに小浦委員が任命されましたので、ご紹介申し上げます。小浦委員は、現在大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻で助教授をなされているということでございます。ご専門は、都市計画・環境デザインというふうになっております。それでは、小浦委員より一言ご挨拶お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小浦委員：（就任挨拶）

事務局：ありがとうございました。今後よろしくお願い申し上げます。それと退任された宇戸委員につきましては、専門部会の委員もお願いしておりました。専門部会の委員につきましては、施行規則第18条の2によりまして、委員の中から会長が指名するというようになっております。このため事前に会長にご相談し、小浦先生をお願いしたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

（資料確認）

それでは以後の議事進行につきまして会長をお願いしたいと思います。

会長：ただ今から第48回の滋賀県景観審議会を始めたいと思います。ご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。まず滋賀県知事から、当審議会の委員会に対して諮問が行われました「滋賀県景観マスタープラン(仮称)の策定」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：（説明）

会長：それでは事務局から提案のありましたマスタープランの策定ですが、昨年度と同様に都市計画審議会との合同専門委員会を設置して審議を進めていきたいということです。委員としては昨年と同様に専門部会が当審議会の中に設けていますので、活用してもよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

会長：当審議会としては、合同委員会を開いて差し支えないということとさせていただきます。なお、都市計画審議会とは事務局サイドで、日程等についての調整をお願いします。

では、各委員の方からマスタープランの内容等について、忌憚のないご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

委員：ここに来る途中ですが琵琶湖岸に大きな建物が建設されています。その前に3軒ほど家があり立ち寄り見てきましたが、あそこからはかつては比叡山が見えていい眺めだったと思います。せめて半分の高さでも

良いので木を植えて貰えればと思います。住民の立場に立って考えてみると、私たちは日々の暮らしの中で、環境についての関心は強く、生活と密着しています。自然と調和した美しいと感じる風景を守り、あまりに殺風景な風景は何とかしなければならぬと思います。

マニュアルの作成については一般県民にもわかりやすく、親しみやすいものにしてほしい。例えば、専門用語だとかカタカナはわかりやすい言葉に置き換えたり、わかりやすい言葉・表現であつたらいいと思います。それから文字の大きさについては読みやすい大きな文字にして欲しいと思います。4年生ぐらいで環境教育が入ってくるので、子どもたちにもこのようなものがあるというのが示せたらいいのではないかと思います。それからあまり多過ぎる分量にせず、すっきりとしたものになればと思います。

必要なカラー写真や絵、図式等を取り入れ親しみやすいものがよい。

構成ですけれども、「風景条例のあらまし」を基に他府県のものの良い所を入れてはどうか。色々な条例や景観法の責務などをいれ、また条文などは別冊にするなど親しみやすいものがよいと思います。

テーマとしては、例えば「水と緑の自然、暮らしとの調和、住み心地のよい滋賀県」というものにしてはどうか。

構成は山口県のを参考にしてはどうか。基本方針については基本理念ということで、まずは意識を育てる、ひとをそだてる、生活の営みをまもり育てる、地域の個性をまもり育てる、良好な公共空間をつくり育てるなどにしてはどうか。また景観ゾーンは湖の東西南北にまとめてはどうか。

会長： ありがとうございます。

私の意見ですが、昭和59年に全国的にも画期的な風景条例というのが滋賀県が策定され多くの方に周知されていると思っていましたが、行政職員、あるいは住民の方で意外と知られない方が多いというような中で、昨年度新たに国において景観法が出てきたということを見ますと、重要な環境のファクターを持っている滋賀県が、すばらしい風景条例を持っていながら、その後新しい景観法が出てきた。その中で上位法として景観法をあまりにも前へ出してしまったら、肝心の滋賀県らしい風景条例という主旨が消えていくのではないかと。風景条例をあくまでも根幹にして、景観法はその補完的な意味があるのではないかと考えています。というのは、風景条例というのは県全体にめぐらせておりますけれども、景観法はあくまでも景観行政団体である市町村という一つの区域分けがあり、それ以外の区域をどうしたらいいのかというのを、マスタープランの中で記載していくようなことを考えないとだめなのではないかと考えます。

次に 委員をお願いします。

委員： まず「滋賀県景観マスタープラン」をどういう位置付けのものとして考えておられるのかお聞きしたい。

会長： 今の質問に対して事務局より回答をお願いします。

事務局： 概要については資料N02「考え方と課題」で説明しています。今まで滋賀県では風景条例により県全体の調和のとれた景観形成という形を進めてきましたが、今後は景観行政団体である市町が独自に個性

を發揮できることとなります。一方、県全体で見ると調和が図られていないでは困りますので、県全体のマスタープランというのを進めていきたいと考えています。これは県が一方的に押し付けるのではなく、市町と協働でつくっていくという形を考えております。ですから、上位計画という位置づけではなく、一緒につくって行って、皆で景観マスタープランについては守っていきましょうという形の位置づけにしていきたいと考えております。

委員：私は基本的には風景条例というものは大事にするということが基本ではないかと思っています。景観法というものができたからといって、それは枠組みであって、それで景観が良くなるわけではなく、やっぱりそれぞれの市町村や県でのこれまで取り組まれてきた地域での取組の実績を一番大事にしなければいけないのではないかと考えています。その中で景観法で位置付けられるものは位置付ければいいですし、そうでないものはトータルな位置付けとしてやっていけばいいのではないかと考えています。風景というのは、単に物理的なものだけでは守れないというかつくれないんです。山があるから山の風景ではなくて、湖があるから湖の風景ではなく、そこでどんな農業しているかとか、どんな林業しているかとか、どんな産業しているかとか、あるいはいろんな人がどう暮らしているかを理解しないと、山は山として守れないし、水は水として守れないわけで、そういう意味で風景というものが、形としてだけじゃなくて、やっぱりそこでのいろいろな産業や暮らしとの関係の中で伝えていかないと、なかなか形だけの議論では進まないと思います。それが1点目。2点目としましては、県としては、いろいろな地域の動きをつないでいく広域的な景観資源を中心とした指針というものが、一つの手掛かりとしてあるのではないかとと思うのが2点目。3点目としましては、近頃市町村合併によりすごく大きな市町村が出てきています。ですから大きな市町村で見れば、広域的な景観形成の必要も出てきており、そのような地域と県の役割分担みたいところは、きれいに割るというよりは協議の場を設け、皆で一緒に考えていく仕組みがすごく大事だとも思います。市町や大きくなった市町、県がうまく連携できるような仕組みが大事かと思っています。

委員：今ある淡海風景プランは全県の指針を与えているものであるというふうに思っています。ですからマスタープランについてはこの風景プランをベースにしたら良いのではないかと。それと合わせて位置付けですけれども、景観法ではマスタープランの位置付けというのは非常に難しい。風景条例では淡海風景プランが位置付けられているが、今回のマスタープランの位置づけを整理する必要があります。そういう面から考えた時に、マスタープランの名称ですが、私は都市計画審議会の意見にもあるように風景という言葉、非常にいいと思います。今回もし使わなくて済むならば、景観という言葉を使わなくてもいいのではないかと。滋賀県での風景という位置付けは、そのまま広域的なものを目指していると思います。風景というのは非常に感覚的なもの、それに対して景観というのは、視覚、目に写るものです。滋賀の目指しているものは、20年間やってこられて風景を目指していると思います。そういうことを考えた時に参考になると思いますのが、風景条例の各景観形成地域の基本計画や基準などがベースになると思います。例えば大津市などは広大な琵琶湖が背景にないと大津市の風景が成り立たないわけです。その広大な背景というか、そういう風景をもっと大事にする。これがどうしても欠落しているんじゃないか。最近はどうしても、表層だけの景観というふうになってしまっているのではないかと。表層の醜さとか、そういったものの中で、表層に限っても、これでよくなるんだろうかと考えた

時に、やはりこの中に心に響くようなもの、それが私は滋賀の風景の見方だと思います。色彩・視覚の専門的な立場として色々なところに携わっていますが、私たちの視覚というものは客観的に見ることはできない。心の視覚体験などにより自分自身の慣れた見方をしている。その慣れた見方というのが個人の見方になっている。それは例えば滋賀県でしたら、滋賀県の人を見方を積み上げてきているのではないか。それが近江八景であったりする。そういう見方というものを、もっと大切にする必要はある。それはたぶん心に響くようなものではないか。このような滋賀のすばらしいものを大切にしていこうというような基本的な指針を提示した上で、今までの風景条例でやってきたことを、もう一度県民の皆様にご紹介しながら策定することが必要ではないかと思えます。

委員： 基本的には今までの風景条例がベースになるところから、このマスタープランというものの発想が出てきたと考えています。私は近江八幡に住んでいますので、近江八幡に関連してまちづくりや風景条例、都市計画などに関わっていますので、近江八幡はかなり良い線を行っていると思っています。その点とこのマスタープランとがうまくマッチしていければよいと思っています。ただ、非常に不安なのは、景観法の場合、景観計画などを非常に細かく作りますが、その手法というのはずっと続くとは限りません。例えば市の財政などが変わってきますと、変わる可能性があります。また市長が変われば確実に変わっていくんじゃないかと思っています。また市の景観計画というものは、やはりその市のことを考えて作られます。そこをつなぐところ、本当だったら風景条例がちょっと上位になってほしいですけども、法律体系からいうとそうはならないので、そのあたりの調整がうまくいけるといいと思っています。もちろん県民があまり知らないなというようなことも懸念されますので、わかりやすいものにしていくということは大切だろうと思えます。

それからもう一つ非常に気にかかっていますのは、事例を見せていただいて、長野県だけが地権者・所有者の役割が書かれています。私は、所有者の役割が一番密着しているのが日本の状況だと思います。そのあたりを、少しでも触れることができたらいいと感じています。

委員： 私は絵を描くので、絵を描く人間の立場からちょっとお話ししたいと思います。先ほど風景と景観は違うということでしたが、絵を描く時はやはり景観を描くのではなく、風景を描きたいと思っています。そういう意味で、やはり風景といたらすぐく範囲が広く考えられる言葉だと思うので、私も大切にしたいと思っています。それと山口県のビジョンに書いてありましたが、外部の人から見れば良好な景観でもその地域にいたら当たり前と感じてしまい、それがすばらしい景観だと気付かないというような文章がありました。これは私がいつもスケッチをしていて感じることです。お寺とか名所じゃない普通にあるまち並みを描いている時に、通りがかりの人が、このようなところが絵になるのかと言われます。本当はそこはすごく暮らしの表情などが良いところなのですが、そこにずっと住んでいると、平凡なところと思われているので、やはり住民の意識の向上や意識改革というものにつながっていくものを重視し、住民が読んでわかりやすいマスタープランの内容にしてほしいと思いました。また行政というよりも、まず住民とか事業者の発意で活動が行われることを大事にしてほしいと思います。あと近代建築や市民の保存運動などがある時に、行政としては、気が付いていないのか、それとも予算的な問題があるのかわかりませんが、市民運動が起こるということは、それが文化財とし

て重要なものがあるというのではなく、やはり皆の心の中の思い出の風景であるということを行政も気付いてほしいと思います。もう一つ、滋賀県は人口も増えてきていることから、新しい所からの移住者の方とか、子どもたちへの教育、景観というものの教育というふうなものにも取り組んでいってほしいと思います。私たちの世代になると、琵琶湖は汚れてしまっている風景しか知らないのですが、年配の方に聞くと昔はすごく美しかったと言います。現況の風景だけで満足してしまうのではなく、先人の人の良かった景観というものがどういうものだったかということが皆に伝わるような、そういうものが必要だと思います。

具体的に滋賀の景観特性に入れてほしいことが水路がある風景です。すごく暮らしと密接に関わっている水路というのが多いと思います。川とかかばたとか、今注目されていますけど、琵琶湖が見えない所でも、山の水系とか河川の伏流水とかで、水路のきれいな所がたくさんありますので、そのような所も滋賀の風景の特徴の一つとして入れていただきたいと思います。

委員：3点お話しをします。まず1点目は、先ほど都市計画審議会でのコメントの中で、風景条例の総括をすべきだという意見がありましたが、これはやった方がいいと思います。景観法とこれまでの風景条例との関係で言いますと、風景条例の中に景観法で担うことができる部分はかなりあると思います。一方でできないこともあると思います。できない部分は何なのかと考えた時に今までの風景条例は、滋賀県の景観の捉え方が誤っているところがあるんじゃないかと思います。そこを一度、新しい景観条例で検討していただきたいと思います。2点目は、景観法と今回のマスタープランについて、先ほど上位計画になるという言葉があったんですけど、決してそうではないんじゃないかと思います。これはあくまでもサイドバイサイド、まったく違う理屈や論理で成立していると思って構わない。景観法はあくまでも、市町村が景観行政団体になり景観計画を定め、景観行政を進めていくということがあるのですが、基本的には私は市町村に任せるものだと思います。ただ、市町村の行政区域というのは、景観を成り立たせている理屈や仕組みとはまったく別個に出来上がっています。そうしますと、隣接する市町でいろんな問題が起こっている。相反することが当然考えられる。そういった時に、今回の景観マスタープランが、そのあり方を調整していく手掛かりになるのではないかと思います。3番目に、では何が手掛かりになるのか。私は基本的には水系だと思います。滋賀は真ん中に琵琶湖があり、そこに流れ込む川がそれぞれの水系をつくっている。近代以前は、おそらくその水系が、その地域コミュニティの範囲と重なっていた。これが今バラバラになっている。ですから、もう一度その水系単位に景観のあり方というものもしっかりつないでいく必要があります。これから先、景観や風景の問題は、例えばその下地になっている環境、あるいは自然というものでくれるのではないかと。自然のことを考えますと、水の流れというのは非常に大事です。私は京都の宇治川のほとりに住んでいます。宇治川のほとりに住んでいますと、琵琶湖の問題というのは直接関わってきます。実は今、宇治川の河床を切り下げるという話がでています。これは南郷の洗堰を全開にするという話が出ていますが、この結果としてあの地域は水没しないために河床を切り下げる。結局、琵琶湖の問題が、下流の宇治川の景観問題に関わってきています。こういったことを考えますと、水源だけの問題ではない。先ほど、長野県の景観計画がありました。私は長野県の都市計画審議会の委員を4年やっていますが、長野県は景観の捉え方が地形と水系で分かれます。滋賀も景観のユニットで考えるのではなく、それぞれの水系の景観のあり方というもの、これは複数の市町村のまたがっても良いのではっきりとし

た指針を出しておけば、景観法に基づく、あるいは景観条例に基づくまちづくりというものをうまく束ねていくのではないかと考えています。

委員：私の世代はどちらかと言うと、急激に周りが変わってきた世代だと思います。子どもの頃から私の環境というのは、雪が1メートルぐらい積もるところです。昨今は周を見ますと、近隣景観形成協定でいろいろとまち並みが保存されているという集落があります。見ていますと、本当に劇的に変化しています。では、それがどうなっているかという、近隣景観形成協定地区の皆さんは県から補助が出たんだ、きれいにしてもらえたという感覚ではなく、いろいろやるべきことが増え大変だという感覚を持たれている方が多いと思います。水車があったら、その水車を維持・管理しなければならない。そうってきますと、では一体、つくり出すものなのか、維持するものなのかどうなのかというふうなところにきているような気がします。あらためて風景をもう一度元に戻すのも、つくり出しているのか、それとも元の風景をいかに再現して、それを維持するのか、それが何かはざ間になっていると言いますか、住民にとってどっちがいいのか、という部分も結構あるような気がします。もう一つは、私たちの世代というのは、特に企業でもそうですが、ジェネレーションギャップを一番感じる世代でして、例えば田んぼでも、耕地整備された区画と小さい田畑とではどちらがいいのかといった時に、今の世代たちは、広い方が楽じゃないですかという判断です。では、それをどういうふうにして今後の世代に伝えていくかという中で、例えばパンフレット一つにしても、文章が多いと絶対に読まないと思います。例えばこの「湖国風景づくりのてびき」を開けた時に、良いと思いましたが、漫画が入っていたことが非常に良かったと思います。一般の住民からすれば、もっとこういうことを考えてほしいと思います。

委員：マスタープランの位置付けについては、景観法を補完するような位置付けが良いと思います。それから視点については何点かありますが、基本的に理解を得やすいようなマスタープランに作り上げていくという中で、ハード整備が主に記載されていますような方向になりつつあると思いますが、ソフト整備のことも触れていく必要があるのではないかと考えています。ハード整備については、景観に配慮すると、例えばバリアフリーやユニバーサル化とは相反する、コストパフォーマンスがうまくいかないという問題が実務的には起こりますが、これらとうまくリンクできるようなマスタープランになればと思います。あともう一つはソフト整備ですけど、形よりも行動とか考え方とか感性とか、そういうものを養うような県民性も必要だと思います。それはある種教育の場でも、カリキュラム化するようなこともやった方がいいかなと思うんですが、そのあたりも触れられるようなものだと良いと思っています。その次は、マスタープランは誰のためのものかということですが、往々にして行政施策の指針みたいなものになりかねないというのが現実的にあると思うのですが、県としてどうするかとか、県民としてどうするかとか、事業主としてどうするかという、そのようなことも明確化でき、わかりやすいものになったらいいと思います。その取り組みとして、例えば一市民が取り組んだら、車の税金が環境にやさしければ安くなるような、いい意味で税制施策とのリンクできるような景観形成のあり方の指針も必要ではないかと思っています。あとマスタープランとは関係ないですが、実務的なものとしていいと思いますと、マスタープランができてからあと、市町村や県で、それに基づき条例とか規則とかマニュアルとか要綱が出てくると思うのですが、明確でわかりやすく実効性の上がるものにしてもらいたい。手続き上のことも、統一したマニュアル化を、少な

くとも滋賀県全県下で作ってもらっておいた方が、手続きがあちこちで煩雑になると、結果的には実効性が上がらない。そのあたりを今後の課題として視野に入れておいてもらえたらありがたいと思います。

会長：ありがとうございます。今、各委員の方から、それぞれ非常に貴重な意見をいただきました。あと何か意見があればどうぞおっしゃってください。

委員：前回の答申作成の時は1回の審議だけでした。今回は1回や2回では無理だと思います。できるだけ時間を取っていただきたいと思います。それと合わせて、滋賀県は20年間やっていますので、過去に調査されている資料がたくさんあるわけです。それをどうまとめるかということもありますので、もう少し時間を取っていただきたいというのが願いです。

委員：景観法は都市計画区域外の問題も取り扱っています。おそらく都市計画審議会への報告は都市計画区域、あるいは市街化区域内となりますがそれ以外の部分というのは、滋賀県では非常に重要です。農林漁業もそうですし、私が大事だと思うのは河川事業です。河川事業に関しては淀川水系の上流にダムをつくる、つくらないの話や都市計画整備、地域の基幹事業のようなものは、ある意味で言うと、景観問題とは切り離してアンタッチャブルに扱われてきた感が強いと思います。ただ、先ほど申しましたように、景観問題はもう即、その下の基盤になっている自然環境の問題につながっています。そこをアンタッチャブルにしないということです。先ほど触れましたが宇治川、淀川の下流域の問題というのは、逆に言うと、琵琶湖の湖岸の開発が進んだために、オーバーフローをすると困る所がたくさん出たためということがあるわけです。かつては琵琶湖は別にあふれても大丈夫なような、エッジの部分が非常にラフにルーズにつくられていた。それがエッジになった結果、今の問題が発生する。それを元に戻すということではないんですが、それを補完するような機能です。これはそれぞれの自治体の景観条例や景観計画では扱えない部分です。ここをしっかりと押さえるということが大事です。

委員：滋賀県は都市計画区域がかなり広いです。だからかなりの部分をカバーしていますので、それとの調整が問題です。技術的には都市計画区域の問題と、景観計画の区域をどうするかということは土地利用の両面から調整することが、かなり有効ではないか思います。だから技術的な議論をある程度してマスタープランをつくるのか、それともいわゆる風景構造のみでマスタープランを策定するのが非常に重要です。

委員：都市計画の土地利用の論理というのは、基本的に景観を成り立たせている論理とずれているケースが大半です。今の先生の話は後者の方、つまり景観構造をよむことだと思います。僕は今の風景条例はその部分は相当ウィークだったと思います。道路とか川とかラインとか、あるいは湖岸という線で指定がなされている。これは県土が非常に広いですから難しい面があるのですが、そちらの方にウエイトをおいた作業をされた方がいいと思います。ケミカルな部分というのはもう少し別のところではないか。精神論になってしまいますが、

委員： そのあたりが淡海風景プランにあったのだと思います。

委員： 今までの取組に、もう少し環境的な背景とか、水系とか、そのような部分でもう一回、再点検することかと思えます。

会長： 今、各委員から意見がありました。淡海風景プランやマスタープランについて、県当局はどのように考えていますか。

事務局： 特に議論が多かったのが淡海風景プランと今回の景観マスタープランの位置付け、それからそのスコープ、それをどのように考えるのか、さらにはそれをどこまでの細かい固いものとしてつくっていくのか、やわらかいものとしてつくっていくのかという3点かと思えます。

まず、位置付けの問題ですが、形式的な位置付けといたしましては、これは景観法に基づくものにはできないと考えております。従いまして位置付けとしては、今回風景条例の見直しについても、今年7月の答申でご意見をいただいたところですので、風景条例を見直した新しい風景条例の中で景観マスタープランを位置付けていく。こうした位置付けで考えているところです。実質的に、それではどういったものにしていくのかということですが、委員の方からも話がありました。行政のためだけのものにするとおかしいのではないかと、やはり実際に住んでいらっしゃる方々、そういった方々が使えるものにしていくべきじゃないかと、こういうご意見がございました。事務局としても同じような方向で考えていきたいと思っております。形式的には県が策定するものですが、県だけではなくて、市町と一緒につくっていききたい。さらに住民の方々のご意見を伺った上でつくっていききたい。従って県、それから市町、それから住民の方々が、共通のイメージとして、滋賀の風景はこういった方向に持っていきたいといった共通イメージ、共通の目標、そうしたものとして位置付けられるものにしていくのが一番いいのではないかと考えているところです。もちろん、事務局としての今段階の考えですので、今後ご審議を深めていただく中で、また他の位置付けなり考え方もあろうかと思っておりますので、それはまたご意見を承りながら考えていきたいと考えております。これがマスタープランの位置付けの問題です。

さらにマスタープランのスコープ、何を対象にどうやっていくのかですが、風景条例の積み重ね、こうしたものがやはりベースになるのではないかとご意見がございました。さらに風景と景観、これはやはり違うものではないか。景観法はあくまでも景観しか対象にできていない。以前、会長から景観は10年でできるが風景は100年かかるとお聞きしました。そのように景観よりもさらに幅広く、感覚的なことも含めてやっていくのがおそらく風景なんだろうと思えます。従いまして、今回のマスタープランにつきましても、風景条例の積み重ねを踏まえた上で、景観のみならず、県土全体の風景を、守り育てていくためにどういった方向でやっていくのか、その方向性を指し示すものとして考えていきたいと思っております。従いまして、まったくゼロベースでのマスタープランということではなくて、今までの積み重ねを見て、どこまで進んできて、伸ばすべきところを大事にすべきものはどこなのか、それでも弱い点があったんじゃないか。弱い点については、今後どうそこを補って強いものにしていくのか。そこはまた審議会や専門部会でご審議を賜った上で、是非考えていきたいと考えてい

るところです。さらにどこまで細かく縛っていくものにするのかということですが、事務局の今の考えですが、景観法に基づきますと、市町の権限がだいぶ強いものになっておりますので、今回のマスタープランで、かなり細かいところまで決めていくというのは難しい。行為規範のようなことをつくるのではなくて、滋賀の風景はこういうものにしていきたいというゴールを指し示すような形にして、そのゴールを達成するために、では具体的に何をどうするかという細かいところは、やはりある程度市町の裁量なり、地元の方々のご判断に委ねざるを得ないのかなと思います。そういう意味では、アウトプット目標を指し示すような形で、そういう意味では精神論になるのかもしれませんが、ただ共通の目指すべき方向を明らかにする。そこにやはり意味があると思います。それを取っ掛かりにして、近隣市町に調整を任せられ、さらにその目標に向けて、具体的にビジッな対策はどう取っていくのかということは各市町でお考えいただきたいと考えているところです。ただこれはあくまでも現時点での考えですので、また今後ご審議をいただき、ご意見を賜った上で、またさらに私どもとしても考えを深めてまいりたいと考えております。

会長： どうもありがとうございました。まだまだご意見等あるかと思えますけども、時間が迫ってまいりましたので、議事はこのあたりで終了させていただきたいと思っております。事務局では今日、各委員の皆様方からのご意見を参考にして、合同専門委員会までに素案を作成いただきまして、またそこでいろいろ審議していきたく思っております。それではこれをもって、第48回滋賀県景観審議会を終了させていただきます。その他、事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局： 本日は貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今日いただきましたご意見につきましては、私どもの方で整理をさせていただいた上で次回の部会に提出をさせていただき、また都市計画審議会から出していただくメンバーの方々にも、私どもの方で本日の議論をご紹介した上で、専門部会でこの議論を進めていきたいと考えております。あと、委員の方からもご指摘いただいたところですが、今回のマスタープラン、非常に重要なものでございますので、今後の審議の進め方につきましては、できるだけじっくりとご議論いただけるような形で、私どもとしても最大の努力をしてみたいと考えております。ただその一方で、各市町において、景観法に基づく景観の取り組みがだいぶ進み始めておりますので、その関係で急がざるを得ない。こういった部分もございますので、その範囲内で最大限、できるだけ各審議会の時間を長い目に取りさせていただくとか、そういった形で、できるだけじっくりとご審議いただけるように工夫をしてみたいと考えております。それでは本日はどうもありがとうございました。是非今後ともよろしく願いいたします。

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課 景観・自然環境企画担当(高山、水田)

電話：077-528-3480 FAX：077-528-4846 E-mail：dg00@pref.shiga.lg.jp